

各 部 局 長 様  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長 様

交通基盤部長

建設工事及び建設関連業務委託等における電子契約並びに電子保証の  
導入について（通知）

このことについて、建設工事、建設関連業務委託及び維持管理業務委託における電子契約並びに電子保証を下記のとおり導入することとしたので、通知します。

記

- 1 対 象 当面の間以下の条件を満たす契約等のうち、受注者が電子契約を希望するものを対象とする。ただし、静岡県電子契約運用要領において対象から除外される契約を除く。
  - (1) 建設工事 当初契約額 1 億円以上 5 億円未満の契約
  - (2) 建設関連業務及び維持管理業務委託 当初契約額 2 千万円以上の契約
  - (3) 対象外の契約
    - ・法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
    - ・契約期間に保存期間を加えた期間が 10 年を超える契約
    - ・自動更新条項付契約
- 2 運用開始時期 令和 6 年 3 月 26 日以降に落札決定を行う案件から適用する。
- 3 その他
  - ・電子契約にあたり、静岡県建設工事執行規則（昭和 50 年静岡県規則第 16 号）に定める契約書の様式（様式第 3 号、様式第 3 号の 2、様式第 5 号及び様式第 5 号の 2）については、別添のとおり調整の上使用すること。
  - ・公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社による電子保証について、発注機関による保証内容の確認方法は別途通知する。
  - ・対象となる契約であっても、受注者が電子契約及び電子保証を希望しない場合には、従来どおり対応すること。